

諸外国の中には、強度の匿名化処理を行った上で利用に制限を設けない「パブリックユースファイル」を提供する国が見受けられることから、検討の視点として、現在の研究目的用の匿名データの作成・提供の制度に加えて、強度の匿名処理を行った「パブリックユースファイル」を導入するとした上で、制度の検討を行うこととする。

<パブリックユースファイルの主な論点等(結論と理由等について今後検討)>

- ・ 実際のニーズの把握。パブリックユースファイルとしてどのような利用を想定するか。
- ・ 利用目的制限を設けないこととして何か支障はあるか。
- ・ 成果の公表義務を設けないこととして何か支障はあるか。
- ・ パブリックユースファイルの料金はどうか。
- ・ 匿名化の強度・技術をどのようなものとするか。
- ・ 国民の理解を得るために、どのような対応を行うべきか。
- ・ 利用者の単位をどうか。
- ・ 名称はどのようなものが適切か。

<(現在の)研究目的の匿名データの主な論点等(結論と理由等について今後検討)>

- ・ 現在の匿名データの制度をどうか。見直すものはないか。
- ・ 名称はどのようなものが適切か。

利用者が集計仕様を示した後に集計作業を行う仕組みになっている現在の対応に加えて、諸外国の中にみられるプログラム送付型や表頭・表側の指定を行うことで統計表が得られるリモートアクセスなどの対応を導入することとした上で、制度の検討を進めることとする。

<リモートアクセス方式、プログラム送付方式(結論と理由等について今後検討)>

- ・ 実際のニーズの把握
- ・ 手続きをどのようにするか(登録制等)
- ・ 利用目的制限をどうするか
- ・ 成果の公表義務をどうするか
- ・ 料金をどうするか(課金制、会費制、アカデミックプライス等)
- ・ あくまでも統計形態による提供であり、国民の不安は生じないと考えてよいか
- ・ 利用者の単位をどうするか

<従来のいわゆるオーダーメイド方式(結論と理由等について今後検討)>

- ・ 従前の制度を継続するか。継続する場合、手続きや利用制限等の制度の見直すことはあるか。
- ・ あくまでも統計形態による提供であり、国民の不安は生じないと考えてよいか。